

令和8年度

全サービス共通

令和8年10月

伊万里市	長寿社会課	介護給付係
有田町	健康福祉課	介護担当

目次

1	指導方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p	1
2	指導の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p	1
3	省令、告示及び通知等の改正・・・・・・・・・・	p	2
4	指定内容の変更、事業の廃止・休止・再開について・・・・・・・・	p	4
5	介護給付費算定に係る体制等に関する変更届（体制届）について・・・	p	6
6	人員基準欠如に係る減算措置の猶予について・・・・・・・・・・	p	9
7	災害発生時における被災・避難状況の連絡について・・・・・・・・	p	10
8	高齢者虐待の防止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p	11
9	介護サービス事業者の業務管理体制の届出及び整備等について・・・	p	14
10	認知症介護基礎研修について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p	15
11	地域密着型サービスの運営に必要な研修について・・・・・・・・	p	16
12	事故報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p	17
13	伊万里市内の介護サービス事業所における事故の現状について・・・	p	18
14	ハラスメント対策について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	p	21
15	地域密着型サービスに関する基準省令、解釈通知、告示等・・・・・・・・	p	23

1 指導方針

介護保険は、介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念としており、事業者には法令等に則った適正な事業運営、利用者個々の状態に応じた適切なサービス提供に加え、利用者の尊厳の保持や身体又は生命の安全に関わる取組など、介護サービスの質の確保・向上が求められています。

このため、厚生労働省の定める「介護保険施設等運営指導マニュアル」に基づき、介護サービスの質の向上に向けた指導を実施するとともに、人員・設備・運営基準等の法令順守による適切なサービス提供の確保、人権擁護や危機管理の取組、介護給付費等の適正な請求事務などに対する指導を行います。

2 指導の内容

(1) 介護サービスの実施状況指導

身体的拘束等原則禁止、高齢者虐待防止の取組の推進、サービスの質の確保など

(2) 最低基準等運営体制指導

基準省令の遵守 など

(3) 報酬請求指導

報酬算定基準に基づく体制の確保 など

(4) 他法令関係

高齢者虐待防止法、社会福祉法及び介護福祉士法 など

3 省令、告示及び通知等の改正

令和6年度改正の主な項目は、以下のとおりです。詳細については、各サービスの資料及び厚生労働省通知にてご確認ください。

(1) 人員配置基準における両立支援への配慮 [3.(2)⑦] 【全サービス】 ・常勤の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として取扱うことを認める。 ・「常勤換算法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と取扱うことを認める。
(2) 管理者の責務及び兼務範囲の明確化 [3.(3)①] 【全サービス】 ・提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨が明確化された。 ※令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol. 1 問184
(3) いわゆるローカルルールについて [3.(3)②] 【全サービス】 ・都道府県及び市町村に対して、人員配置基準に係るいわゆるローカルルールについて、あくまでも厚生労働省令に従う範囲内で地域の実情に応じた内容とする必要があること、事業者から説明を求められた場合には当該地域における当該ルールの必要性を説明できるようにすること等を求める。 ※令和6年度介護報酬改定に関するQ&A vol. 1 問183
(4) 「書面掲示」規制の見直し [5.①] 【全サービス】 ・運営基準省令上、事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「書面掲示」を求めている一方、備え付けの書面（紙ファイル等）又は電磁的記録の供覧により、書面による壁面等への掲示を代替できる規定になっているところ、「書面掲示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業者は、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ又は情報公表システム上）に掲載・公表しなければならないこととする。 ※令和7年度から義務付け

(5) テレワークの取扱い [3. (2) ①] 【全サービス（居宅療養管理指導★を除く。）】 ・ 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の待遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。
(6) 業務継続計画未策定事業所に対する減算 [1. (5) ④] ★【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防支援) 居宅介護支援】 ☆【地域密着型通所介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】 (単位数) 施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 ★のサービス R7.3.31 までの間減算の対象としない ☆のサービス 原則減算の対象（1年間の経過措置要件もあり） (算定要件) 業務継続計画の策定
(7) 高齢者虐待防止の推進 [1. (6) ①] 【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、(介護予防支援) 居宅介護支援】 (単位数) 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (算定要件) 虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合

4 指定内容の変更、事業の廃止・休止・再開について

(1) 変更届

- ア 指定内容に変更を生じた場合は、変更届出書（別紙様式第二号（四））に「標準添付書類一覧」記載の必要書類を添付のうえ、変更があった日から10日以内に届け出てください。なお、標準添付書類一覧の写しも、必ず添付して提出してください。
- イ 法人の代表者、役員、事業所の管理者、サービス提供責任者及び介護支援専門員が異動する場合は、必ず届け出てください。なお、法人の役員等の変更（退任）の場合は、届出不要ですが、役員が新規に就任する場合は、誓約書（標準様式6、参考様式6-2、暴力団排除）を提出してください。
- ウ 事業所の移転や工事を伴った事業所の構造・専用区画等の増改築等で設備を変更する場合は、設備基準に合致しているか確認する必要があります。移転や増改築等の前に、必ず市長寿社会課と協議してください。
- エ 事業所の譲渡や法人の合併、分社等、開設者が変わる場合には、新規扱いとなります。必ず、事前に市長寿社会課と協議してください。
- オ 運営規程に定める事項（営業日及び営業時間、通常の事業の実施地域等）を変更した場合には、原則として変更届を提出してください。
- カ 上記の変更に伴い、業務管理体制の届出事項に変更が生じる場合（法人名称・法人の本社所在地・代表者の住所・氏名・生年月日・法令遵守責任者等の氏名・生年月日等が変更する場合は、業務管理体制の変更届出が別に必要となりますので、こちらも併せて提出してください。

(2) 廃止・休止・再開届

- ア 廃止又は休止しようとするときは、市長寿社会課と事前相談の上、その1か月前までに届出を行い、再開しようとするときは、2か月前までに必ず市長寿社会課に連絡してください。
- イ 廃止・休止の場合は、あらかじめ担当介護支援専門員や市長寿社会課に廃止・休止の予定日を連絡し、現にサービスを受けている利用者が同等のサービスを引き続き受けることができるよう、引継ぎを含めた適切な措置が講じられているかどうかを確認します。

[illegible]

5

5 介護給付費算定に係る体制等に関する変更届（体制届）について

（１）新たに加算を算定する場合又は算定内容を変更する場合

ア【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防支援）居宅介護支援】

加算の算定を開始しようとする月の前月の１５日まで（１５日が休日の場合は、翌開庁日まで）に提出してください。１６日以降に提出された場合は、翌々月からの算定開始となります。また、加算要件の確認のため、別表の添付漏れに留意してください。

イ【（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

加算の算定を開始しようとする月の初日まで（初日が休日の場合は、前開庁日まで）に提出してください。初日の翌日以降に提出された場合は、翌月からの算定開始となります。また、加算要件の確認のため、別表の添付漏れに留意してください。

（２）加算の算定を終了する場合

要件を満たさなくなったなどで、加算の算定をしなくなる場合は、速やかに体制届を提出してください。

(別紙3-2)

受付番号	
------	--

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
＜地域密着型サービス事業者・地域密着型介護予防サービス事業者用＞＜居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者用＞
令和 年 月 日
伊万里 市長 殿 所在地 名称

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

届出者	フリガナ 名称								
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市							
	連絡先	電話番号			FAX番号				
	法人である場合その種別	法人所轄庁							
	代表者の職・氏名	職名			氏名				
	代表者の住所	(郵便番号 ー) 県 郡市							
事業所の状況	フリガナ 事業所・施設の名称								
	主たる事業所の所在地	(郵便番号 ー) 佐賀 県 伊万里 市							
	連絡先	電話番号			FAX番号				
	主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地	(郵便番号 ー) 県 郡市							
	連絡先	電話番号			FAX番号				
	管理者の氏名	管理者の住所							
届出を行う事業所の状況	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定年月日	異動等の区分			異動(予定)年月日	異動項目(※変更の場合)	市町村が定める単位の有無(市町村記載)
	夜間対応型訪問介護			☐ 1新規	☐ 2変更	☐ 3終了			☐ 1有
	地域密着型通所介護	○		☐ 1新規	☐ 2変更	☐ 3終了		特記事項のとおり	☐ 1有
	療養通所介護			☐ 1新規	☐ 2変更	☐ 3終了			☐ 1有
	認知症対応型通所介護			☐ 1新規	☐ 2変更	☐ 3終了			☐ 1有
	小規模多機能型居宅介護			☐ 1新規	☐ 2変更	☐ 3終了			☐ 1有
	認知症対応型共同生活介護			☐ 1新規	☐ 2変更	☐ 3終了			☐ 1有
	地域密着型特定施設入居者生活介護			☐ 1新規	☐ 2変更	☐ 3終了			☐ 1有
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護			☐ 1新規	☐ 2変更	☐ 3終了			☐ 1有
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護			☐ 1新規	☐ 2変更	☐ 3終了			☐ 1有
	複合型サービス			☐ 1新規	☐ 2変更	☐ 3終了			☐ 1有
	介護予防認知症対応型通所介護			☐ 1新規	☐ 2変更	☐ 3終了			☐ 1有
	介護予防小規模多機能型居宅介護			☐ 1新規	☐ 2変更	☐ 3終了			☐ 1有
	介護予防認知症対応型共同生活介護			☐ 1新規	☐ 2変更	☐ 3終了			☐ 1有
	居宅介護支援			☐ 1新規	☐ 2変更	☐ 3終了			
介護予防支援			☐ 1新規	☐ 2変更	☐ 3終了				
地域密着型サービス事業所番号等		4	1						
指定を受けている市町村		伊万里市							
介護保険事業所番号		(指定を受けている場合)							
既に指定等を受けている事業									
医療機関コード等									
特記事項	変 更 前				変 更 後				
関係書類		別添のとおり							

- 備考1 「受付番号」欄には記載しないでください。
2 「法人である場合その種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
3 「法人所轄庁」欄、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
4 「実施事業」欄は、該当する欄に「○」を記入してください。
5 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所について該当する数字の横の□を■にしてください。
6 「異動項目」欄には、(別紙1-3)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。
7 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
8 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

6 人員基準欠如に係る減算措置の猶予について

令和8年6月から、「やむを得ない事情における人員欠如に係る特例的な取扱い」が適用となります。

(1) 人員基準減算について

通所・多機能・入所・居住系サービスについて、適正なサービスの提供を確保するため、介護職員・看護職員・ケアマネジャー等の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っている場合に、介護給付費の減算（原則3割減算）を行う。

(2) 減算の適用が猶予される場合

突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員欠如が発生した場合は、ハローワークの活用等により職員の確保に係る取組を行っている事業所・施設について、1年に1回に限り、3か月を超えない期間は、介護給付費の減額を猶予する。

※介護・看護職員が人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合を除く。

【突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情の例】

- ・職員や家族の突発的な体調不良により1か月を超える不在が見込まれる場合
- ・職員の自己都合による急な離職等が複数重なった場合

<厚生労働省 二次元コード「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」及び当該通知の発出に伴うQ & Aの発出について（介護保険最新情報 Vol.1502）>



7 災害発生時における被災・避難状況の連絡について

佐賀県地域防災計画においては、社会福祉施設が被災した場合や利用者が避難指示等により避難した場合には、当該施設から市町を通じて県に連絡することとなっています。

つきましては、施設・事業所が被災した場合は、速やかに市長寿社会課に連絡いただくとともに、所在する地域において警戒レベル3（高齢者避難等）以上の警報が発令された場合等においては、あらかじめ定められた避難計画等に基づき、迅速かつ安全に適切な対応（避難、屋内待機等）をとった上で、速やかに市長寿社会課に対して報告（様式1 災害時報告様式）をお願いします。

また、災害の状況が一定程度落ち着いた段階で、被災及び避難の詳しい情報（様式2 被災情報・避難情報報告様式）を電子メール又はFAX等で送付をお願いします。

なお、施設・事業所の災害対応マニュアル等においても、災害発生時の被災・避難状況の連絡先、内容等について記載いただくとともに、市長寿社会課の連絡先を施設・事業所職員の目につく場所に掲示してください。

8 高齢者虐待の防止について

(1) 高齢者虐待防止法について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）は、平成18年4月1日に施行されました。この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。

また、国民全般に高齢者虐待に係る通報義務等を課し、福祉・医療関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）、都道府県の適切な権限行使等について定められています。

(2) 高齢者虐待とは

高齢者（65歳以上の者）に対して、養護者（高齢者を現に養護する家族、親族、同居人など）や養介護施設従事者等（高齢者福祉施設や介護保険サービス事業所等の職員等）による次のような行為を高齢者虐待といいます。

ア 身体的虐待

身体に外傷が生じ、又は生じるおそれがある暴行を加えること

イ 介護・世話の放棄・放任

高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること

ウ 心理的虐待

著しい暴言又は著しく拒絶的な対応など著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

エ 性的虐待

わいせつな行為をする、又はわいせつな行為をさせること

オ 経済的虐待

財産を不当に処分することなど高齢者から不当に財産上の利益を得ること

（３）養介護施設・養介護施設従事者等の責務

「高齢者虐待防止法」に規定する養介護施設・要介護施設従事者等の責務として主なものは下記のとおりです

第５条 養介護施設、病院、～（略）～高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

第２０条 養介護施設の設置者～（略）～養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、～（略）～高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

第２１条 養介護施設従事者等は、～（略）～高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

同条７項 養介護施設従事者等は、～（略）～通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

（４）身体拘束と高齢者虐待との関係

「緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経ていない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

身体的拘束等は、医療や介護の現場では援助技術の一つとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあることに加え、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。

また、身体的拘束等による高齢者への行動制限は、医療機関や介護保険施設等だけでなく、家庭内における在宅介護等の場面でも発生する可能性があり、在宅であっても身体的拘束等は高齢者に対して精神的苦痛や身体的機能の低下を招く危険性があることは同様です。

ただし、高齢者や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「身体拘束ゼロへの手引き」（厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議発行）において「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

「緊急やむを得ない場合」以外の身体拘束は高齢者虐待に該当します。緊急やむを得ない場合として拘束が認められる３要件（〔１〕切迫性、〔２〕非代替性、〔３〕一時性）の全てを満たす事に加え、本人や家族への説明、観察と再検討による定期的な再評価、記録が必要となります。

（５）高齢者虐待防止措置未実施減算について

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（①虐待の発生又はその再発を防止するための委員会を開催し、その結果に従業者に周知徹底を図る、②指針の整備、③研修の実施、④担当者を定めること）が講じられていない場合に、所定単位数の１００分の１に相当する単位数を減算することになります。

なお、必要な措置のうち一つでも講じられていなければ減算となることに留意してください。

（６）従業者の新規採用時の虐待の防止のための研修

解釈通知の第３の一の４（３１）③虐待の防止のための従業者に対する研修（第三号）に、「・・・、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。」との記載があります。

基準第３条の３８の２第三号の定期的な研修とは別に、従業者を新規に採用した時は、虐待の防止のための研修を実施するとともに、受講者の感想など、研修の実施内容についても記録を残すようにしてください。

9 介護サービス事業者の業務管理体制の届出及び整備等について

平成20年の介護保険法改正により、平成21年5月1日から、介護サービス事業者（以下「事業者」といいます。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。

これは、介護サービス事業者による法令遵守の義務の履行を確保し、不正事案を未然に防止することで、利用者の保護と介護保険事業の健全かつ適正な運営を図ることを目的としたものです。

事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を、国、都道府県又は保険者に、遅滞なく届け出なければなりません。

また、届出先は事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所（本社・本部）の所在地で決まるものでないので、注意してください。

		事業所数		
		1以上 20未満	20以上 100未満	100以上
整備内容	法令順守責任者の選任	○	○	○
	法令順守規程の整備	—	○	○
	監査の定期的な実施	—	—	○

	区 分	届 出 先
1	事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
2	事業所が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
3	事業所が同一指定都市内のみ所在する事業者	指定都市の長
4	事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
5	地域密着型サービス（予防含む）のみ行う事業者で、事業所が同一市町村にのみ所在する事業者	市町村長
6	1から5以外の事業者	都道府県知事

10 認知症介護基礎研修について

令和3年度介護報酬改定において、介護サービス事業者は、医療・福祉関係の資格を有さない全ての介護職員について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることとされており、令和6年4月1日から義務化されています。

新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることが必要です。

なお、対象となる職員に認知症介護基礎研修を受講させないまま働かせた場合、運営基準違反となります。詳細は佐賀県ホームページでご確認ください。

1 1 地域密着型サービスの運営に必要な研修について

研修については、年に1回しか開催されない研修があります。人事異動等の際に必ずご確認ください。

また、常勤の計画作成担当者（介護支援専門員）が急な入院等により、暦月で1月を超える休暇となり、人員基準を満たす計画作成担当者を新たに配置できない場合は、人員基準欠如として減算の対象となりますので、計画的な受講をお願いします。

(1) 代表者

- ア 対象サービス 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護
- イ 必要な研修 認知症対応型サービス事業開設者研修
※みなし措置あり

(2) 管理者

- ア 対象サービス 認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護
- イ 必要な研修 認知症対応型サービス事業管理者研修
※受講には実践者研修又は基礎課程の修了が必要

(3) 計画作成担当者

- ア 対象サービス 認知症対応型共同生活介護
- イ 必要な研修 実践者研修又は基礎課程

(4) 計画作成担当者（介護支援専門員）

- ア 対象サービス 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
- イ 必要な研修 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修
※受講には実践者研修又は基礎課程の修了が必要

1 2 事故報告について

下記の事故等については所要の措置が終了した後、原則として市長寿社会課に指定様式を用いて、速やかに報告してください。

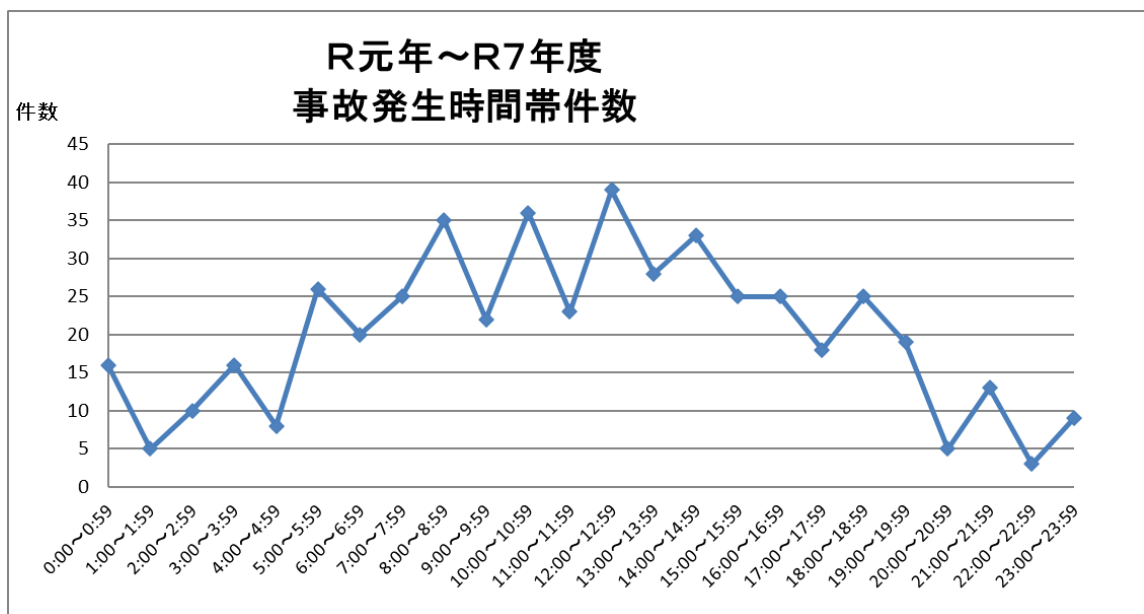
- (1) 死亡に至った事故
- (2) 医師の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- (3) 食中毒及び感染症、結核等の発生の場合
- (4) 職員（従業者）の法令違反、不祥事などの発生の場合
- (5) その他報告が必要と認められる事故（徘徊、他者の薬を誤って服用したなど）の発生の場合

1 3 伊万里市内の介護サービス事業所における事故の現状について

(1) サービス種別件数（事故報告書）

サービス種別	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
介護老人福祉施設(地密特養)	6	11	7	15	24	21	45
介護老人保健施設	1			3	2	1	5
介護療養型医療施設(介護医療院)	4		1				
短期入所生活介護	7	9	5	3	4	12	12
短期入所療養介護							
訪問介護					2		
通所介護(地密デイ含む)	10	5	10	7	9	13	33
通所リハビリ					2	1	2
認知症対応型共同生活介護	4	14	27	45	29	41	51
小規模多機能型居宅介護	2			14	4	2	1
宅老所(通所介護エリア含む)		3	6	5	3	3	0
居宅介護支援							1
その他(有料老人ホーム等)	1	1	5	46	21	2	6
合計	35	43	61	138	100	96	156

(2) 事故発生時間帯



(3) 発生場所

発生場所	内訳	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
居 室 内	居室	4	18	21	48	32	39	37
	ベツト付近	5				1		8
	居室トイレ	3		1		1		6
食 堂	食堂	1	1	19	29	23	30	54
	キッチン							47
リビングルーム・フロア	フロア	2	1	4	1			
	リビングルーム	4	9	1	1	3	2	
	デイルーム	4		1	2	2	5	5
廊 下	廊下	4	3	5	3	4	7	10
浴 室	浴室		1	1	3	4	1	6
	脱衣所	2	1	1	1	1	3	
玄関・ホール	エレベーター前							
	玄関		2	1	1	1		1
共 用 ト イ レ	トイレ	3	4	3	5	4	2	3
	洗面所	1		1		1	1	
その他の施設内	ケアステーション前							
	健康管理室							
	静養室			1			2	
	その他				3	13		5
	不明					1	1	1
屋 外	屋外	1	3	1	1	2	2	6
利 用 者 宅	居室内				1			
	トイレ・浴室							
	その他(利用者宅)					5		3
そ の 他		1	0		39	2	1	3
合 計		35	43	61	138	100	96	195

(4) 傷病部位別事故件数

傷病部位	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
大腿骨骨折	13	14	29	29	25	22	28
その他の骨折	8	4	8	11	13	7	19
下肢	2	1	1	7	2	5	4
頭部・顔部	3	7	9	14	8	14	22
体幹・腰部・肋骨	1	2		7	3	7	11
上肢	2	1	2	8	2	6	3
呼吸器				1		1	1
消化器							
循環器							
皮膚	2	1		5	10	4	12
神経・精神						1	1
泌尿器					1		
その他(誤嚥・誤薬・異食)		5	2	1	22	25	34
その他(誤嚥死亡)	1		1				
死亡		1	2	1			1
感染症				32	13	8	13
詳細不明					1		1
その他(経過観察を含む)	3	7	7	22		5	4
総計	35	43	61	138	100	105	154

(5) 事故発生から事故報告書の提出までの期間

	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
0日～10日	24	19	30	37	53	54	101
11日～20日	6	6	8	10	6	11	16
21日～30日	1	5	1	7	11	7	10
31日～60日	3	3	1	45	11	9	14
61日～90日	1	1	1	2	4	1	2
91日～180日		3	6	9	2	3	1
181日～360日		1	8	10	1	5	3
361日以上		5	6	18	12	6	6
合計	35	43	61	138	100	96	153

14 ハラスメント対策について

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）の改正により、令和8年10月1日から、カスタマーハラスメント対策、求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策を講じることが事業主の義務となります。

（１）カスタマーハラスメントとは

職場において行われる

- ①顧客等の言動であって、
 - ②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
 - ③労働者の就業環境が害されるもの
- であり、①から③までの要素を全て満たすものをいいます。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

※顧客等からの苦情の全てがカスハラに該当するわけではありません。

（２）カスタマーハラスメントの防止のために事業主が講ずべき措置（義務）

ア 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ・カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
 - ・カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容（※）を、労働者に周知する
- （※）管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ等

イ 相談体制の整備

- ・相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ・相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

ウ 事後の迅速かつ適切な対応

- ・事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ・被害者に対する配慮のための措置を適正に行う
- ・再発防止に向けた措置を講ずる

エ 対応の実効性を確保するために必要なカスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ・特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

オ そのほか併せて講ずべき措置

- ・相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する

- ・相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

(3) セクシュアルハラスメントとは
事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により求職者等の求職活動等が阻害されるものをいいます。

(4) 求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止のために事業主が講ずべき措置（義務）

ア 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ・求職者等セクハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ・求職者等セクハラを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ・求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する
※例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるSNSの種類指定等、面談等を行う際の規則など

イ 相談体制の整備

- ・相談窓口をあらかじめ定め、求職者に周知する
- ・相談窓口担当者（※）が、適切に対応できるようにする
※人事担当者以外を相談窓口担当者とすることも考えられる。

ウ 事後の迅速かつ適切な対応

- ・事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ・被害者に対する配慮のための措置を行う
- ・行為者に対する措置を適正に行う
- ・再発防止に向けた措置を講ずる

エ そのほか併せて講ずべき措置

- ・相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ・労働者が事実関係の確認等に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

<厚生労働省 二次元コード「介護支援専門員等の在宅介護従事者の安全確保の徹底について」の一部改正について（介護保険最新情報 Vol.1508）>



<佐賀県 二次元コード「高齢者施設等におけるカスタマーハラスメント対策について」>



15 地域密着型サービスに関する基準省令、解釈通知、告示等

(1) 各サービスの人員、設備、運営等に関する基準

ア 各サービスの人員、設備、運営等に関する基準省令、解釈通知

サービス 種類	基準省令		解釈通知
	介護	予防	
(介護予防) 地域密着型 サービス	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号）	指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 36 号）	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発第 0331004 号・老老発第 0331017 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
地域密着型 サービスのうち 特別養護 老人ホーム の基準は こちらも 参照	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号）		特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号 厚生労働省老人保健福祉局長通知）

イ 各サービスの人員、設備、運営等に関し、厚生労働大臣が別に定める基準等

告示の名称	内容
指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成 24 年厚生労働省告示第 113 号）	●厚生労働大臣が定める者 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護又は指定夜間対応型訪問介護のオペレーター要件 ●厚生労働大臣が定める研修 ・認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の各事業所の管理者の研修 ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の計画作成者の研修 ・小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の代表者の研修

(2) 各サービスに要する費用の額の算定に関する基準

ア 各サービスに要する費用の額の算定に関する基準、留意事項通知等

サービス種類	基準省令	留意事項通知
地域密着型サービス	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知）
地域密着型介護予防サービス	指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 128 号）	

イ 各サービスに要する費用の額の算定に関する基準、留意事項通知等

告示の名称	内容
厚生労働大臣が定める 1 単位の単価（平成 24 年厚生労働省告示第 94 号）	地域ごとの 1 単位当たりの単価を規定 伊万里市は 1 単位 1 0 円
厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成 24 年厚生労働省告示第 95 号）	単位数表において、「別に厚生労働大臣が定める」となっているものについて規定
厚生労働大臣が定める基準（平成 24 年厚生労働省告示第 96 号）	
厚生労働大臣が定める施設基準（平成 24 年厚生労働省告示第 97 号）	
厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成 12 年厚生労働省告示第 27 号）	定員超過・人員基準欠如に係る減算の基準
厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 29 号）	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護の夜勤者の基準
介護保険法施行規則第 68 条第 3 項及び第 87 条第 3 項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額（平成 12 年厚生省告示第 38 号）	居宅介護サービス費等に係る支給限度額から控除する額
厚生労働大臣が定める地域	特別地域加算の地域について規定
厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年厚生労働省告示第 83 号）	中山間地域（事業所加算や利用者への加算）の地域について規定